

「経営者保証に関するガイドライン」に係るご説明

(日新信用金庫)

「経営者保証に関するガイドライン」とは、中小企業・小規模事業者等(以下、「中小企業」といいます。)の経営者による個人保証(以下、「経営者保証」といいます。)には、経営への規律付けや信用補完として資金調達の円滑化に寄与する面がある一方、経営者による思い切った事業展開や、保証後において経営が窮境に陥った場合における早期の事業再生を阻害する要因となっているなど、企業の活力を阻害する面もあり、経営者保証の契約時および履行時等において様々な課題が存在することを踏まえ、これらの課題に係る方向性を具体化することを目的として日本商工会議所と全国銀行協会が共同で設立した「経営者保証に関するガイドライン研究会」により策定され、2013年12月5日付けをもって公表されたものです。

本ガイドラインは、中小企業の経営者保証に関する契約時および履行時等における、中小企業、経営者および金融機関による対応についての、中小企業団体および金融機関団体共通の自主的自律的な準則です。

本ガイドラインでは、経営者保証を求めることがやむを得ないと判断された場合や、中小企業における法人個人の一体性に一定の合理性や必要性があると認められる場合等で、経営者と保証契約を締結する場合、対象債権者は、裏面の点について、主たる債務者と保証に対して、丁寧かつ具体的に説明することとされています。

「経営者保証に関するガイドライン」の詳細は次のホームページをご参照ください。

- 全国信用金庫協会(<http://www.shinkin.org/info/pdf/20140201hoshou.pdf>)
- 全国銀行協会(<http://www.zenginkyo.or.jp/abstract/news/detail/nid/5188/>)
- 日本商工会議所(<http://www.jcci.or.jp/news/2015/0731150000.html>)

① 保証契約の必要性

本ガイドラインでは、法人個人の一体性の解消等が図られている、あるいは、解消等を図ろうとしている主たる債務者が資金調達を要請した場合において、主たる債務者において以下のような要件が将来に亘って充足すると見込まれるときは、主たる債務者の経営状況、資金使途、回収可能性等を総合的に判断する中で、経営者保証を求めない可能性等について主たる債務者の意向も踏まえた上で検討することとされています。

イ) 法人と経営者個人の資産・経理が明確に分離されている。

ロ) 法人と経営者の間の資金のやりとりが、社会通念上適切な範囲を超えない。

ハ) 法人のみの資産・収益力で借入返済が可能と判断し得る。

二) 法人から適時適切に財務情報等が提供されている。

ホ) 経営者等から十分な物的担保の提供がある。

② 原則として、保証履行時の履行請求は、一律に保証金額全額に対して行なうものではなく、保証履行時の保証人の資産状況等を勘案した上で、履行の範囲が定められることとなります。

③ 経営者保証の必要性が解消された場合には、保証契約の変更・解除等の見直しの可能性があります。

日新信用金庫は、本ガイドラインの趣旨を尊重した対応を致します。